

令和3年（2021年）4月30日

各本部員 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

5月以降の催物の開催制限及びイベント等の開催に係る留意事項について（通知）
このことについては、令和3年（2021年）3月4日付けで、4月末までの開催制限等についてお知らせしていたところです。

今般、令和3年（2021年）4月27日付けで、5月以降の取扱いについて内閣官房より事務連絡がありました。この事務連絡を受けて、5月1日以降のイベント開催については、下記のとおり、現在の取扱いを継続することとし、別添のとおり、イベント等の開催に係る留意事項を定めましたので通知します。

なお、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者等は、県へ事前相談が必要です。

また、施設の使用制限については、これまで同様に、施設の性質に応じて、本県作成の「感染防止対策チェックリスト」や業界団体が定める「業種別ガイドライン」等を参照のうえ、感染防止対策を講じるようお願いします。

施設類型に関わらず、多くの者が通常よりも集客行為等により密集する場合は、イベント等の開催と同様、業種別ガイドライン及びイベント等の開催に係る留意事項に準じて運営してください。

おって、各本部員におかれましては、本取扱いについて、関係機関へ周知していただきますよう併せてお願いします。

記

「イベント開催時の必要な感染防止策」を遵守することを条件に、大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合にあっては、収容人数が10,000人以上の施設は収容率50%以内、それ以外の施設は収容率100%以内かつ5,000人以下、歓声・声援等が想定される場合は、収容人数に関わらず、収容率50%以内とすること。

条件を満たしていない場合、収容率50%以内かつ上限人数5,000人以内とすること。

(添付資料)

- 令和3年4月27日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について」
- 令和3年4月23日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
- イベント等の開催に係る留意事項について（5月1日以降、当面6月末まで）

<お問合せ先>

熊本県健康福祉部健康危機管理課

担当：田村・浦江・中満

直通：096-333-2239（内線 5948, 5947）